

第1章

社会的養護を受ける

子どもの背景

山口 敬子（京都府立大学 公共政策学部）

社会的養護とは？

この章では、社会的養護とはどのようなものなのか、見ていただきたいと思います。

社会的養護とは、虐待や親の病気、貧困などさまざまな理由によって、親（生みの親）のもとで暮らすことができない、または適切ではないとされる子どもに対し、公的責任のもとで保護、養育することをいいます。

つまり、実の親が子どもを養育できないときに、代替的に子どもの養育を行うことを社会的養護といいます。安全かつ安定的で、安心できる環境のなかで子どもが健全に発達し、実りある人生を送れるようにサポートします。

社会的養護は子どもの生活を支援するための仕組みですので、子どもの生活にかかわる学校とも大きく関連してきます。

社会的養護にはどのような種類がある？

国や文化によって大きく異なりますが、社会的養護には大きく分けて「施設養護」と「家庭養護」の2種類の養育方法があります。

「施設養護」とは？

乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、自立援助ホーム、母子生活支援施設といった、社会的養護にかかる児童福祉施設で子どもを養育する取り組みのことを「施設養護」といいます。専門的知識や経験を持つ職員を配置すること、複数名の大人が子どもたちの養育にかかわることで、適切な支援を組織で提供します。

子どもたちは、施設で生活をしながら、地域の幼稚園や小中学校、高校に通っています。各施設の概要は次ページの表の通りです。

社会的養護にかかる児童福祉施設	
乳児院	保護者の養育を受けられない乳幼児を養育する施設です。乳幼児の基本的な養育機能に加え、被虐待児・病児・障害児などに対応できる専門的養育機能を持ちます。（児童福祉法第37条）
児童養護施設	保護者のない児童や保護者に監護させることが適当でない児童に対し、安定した生活環境を整えるとともに、生活指導、学習指導、家庭環境の調整等を行いつつ養育を行い、児童の心身の健やかな成長とその自立を支援する機能をもちます。社会的養護が必要な子どもを、できる限り家庭的な環境で、安定した人間関係の下で育てることができるように、施設のケア単位の小規模化（小規模グループケア）やグループホーム化などを推進しています。（児童福祉法第41条）
児童心理治療施設	心理的困難や苦しみを抱え、日常生活の多岐にわたって生き辛さを感じ心理治療を必要とする子どもたちを、入所あるいは通所させて治療を行う施設です。（児童福祉法第43条の2）
児童自立支援施設	不良行為を行ったが、あるいはそのおそれがある児童、家庭環境等の環境上の理由により生活指導が必要な児童を入所させ、または保護者の下から通わせて、必要な指導を行い、自立を支援することを目的とする施設です。子どもの日常の生活を支えるとともに学校に代わっての学科指導、職業指導などが行われています。退所後の児童に対しても必要な相談や援助を行います。（児童福祉法第44条）
母子生活支援施設	18歳未満の子どもを養育している母子家庭、または何らかの事情で離婚の届出ができないなど、母子家庭に準じる家庭の女性が、子どもと一緒に利用できる施設です。（児童福祉法第38条）
自立援助ホーム	義務教育を終了した20歳未満の児童であって、児童養護施設等を退所したもの又はその他の都道府県知事が必要と認めたものに対し、これらの者が共同生活を営む住居（自立援助ホーム）において、相談その他の日常生活上の援助、生活指導、就業の支援等を行う事業です。（児童福祉法第6条の3第1項）

現在の日本では、社会的養護を必要とする子どもたちの多くが児童養護施設で生活を送っています。児童養護施設は、おおむね2歳から18歳の子どもが生活する施設です。

「家庭養護」とは？

家庭養護は、施設のような集団での生活ではなく、養育者の家庭で子どもを養育します。特定の養育者が継続的に子どもを支援していくことで、愛着形成や信頼関係の構築、安心できる居場所づくりを目指します。

このように、より家庭的な環境で子どもを養育する取り組みのことを「家庭養護」といいます。

家庭養護には、里親制度とファミリーホームの2種類があります。

里親制度は、先述したように、社会的養護の一種であり、「さまざまなお事情で家族と離れて暮らす子どもを、自分の家庭に迎え入れ、温かい愛情と正しい理解をもつて養育する制度」です。里親は、社会的養護を必要とする子どもを一定期間、自身の家庭で養育しますが、里親には、次の4つのタイプがあります。

①養育里親

さまざまな事情により家族と暮らせない子どもを一定期間自分の家庭で養育する里親です。保護者が子どもを引き取れるようになるまで、または子どもが自立するまでの一定期間養育します。期間は数週間から数年、十数年と子どもの状況に応じて異なります。

原則として子どもが18歳になるまで（状況により20歳）まで養育を行います。厚生労働省令で定める要件を満たし、研修を修了し、養育里親名簿に記載された人が子どもの養育を委託された場合、「養育里親」となります。

②専門里親

虐待を受けた子どもや、非行の問題を有する子ども、知的・身体・精神に障がいがある子どもなど、一定の専門的ケアを必要とする子どもを養育する里親です。前述の養育里親の資格を有している人が、より専門的な研修を受けることで認定されます。

③養子縁組里親

養子縁組（基本的には特別養子縁組）を前提とする里親です。養子縁組の必要な子どもを養育しますが、里親として養育を行うのは、養子縁組が成立するまでです。養子縁組成立後は、法的な親子関係が結ばれます。

④親族里親

両親や監護する者が死亡、行方不明、拘禁、疾病による入院などにより子どもを養育できない場合に、祖父母などの扶養義務のある親族が子どもを養育する里親です。

このほかに、夏休みや冬休みなどの長期休暇に施設から家庭に帰省できない子どもを1週間前後、自宅に迎えるタイプや、週末に児童たちを家庭に迎えるタイプもあります。こうした短期的な里親は、自治体によって運用が異なります。

また、家庭養護の1つとして、ファミリーホームがあります。

ファミリーホームは、養育里親家庭を大きくした里親型のグループホームです。養育里親は社会的養護を必要とする子どもを4人まで養育することができます。ファミリー

ホームは、養育里親の規模を少し大きくしたもので、養育者の住居において6人ほどの子どもの養育を行います。

ここまで見てきたように、社会的養護にはさまざまな養育形態があります。社会的養護では、原則18歳までの子どもに對して代替的な養育を行います。社会的養護のもとで生活する子どもたち、学齢期の子どもたちは、児童養護施設や母子生活支援施設、里親家庭、ファミリーホームで生活しながら地域の学校に通っています。これは、特段珍しいことではありません。この点から見ても、学校という場は、社会的養護とも大きく関連してくる場所なのです。

「養子縁組」とは？

ところで、里親のタイプの1つに養子縁組里親がある、ということを先ほど述べましたが、実は、社会的養護ととてもよく似ている制度が、「養子縁組」なのです。

養子縁組は、民法に基づいて養親と養子との間に法律上の親子関係を作り出す制度です。

養子縁組には、特別養子縁組と普通養子縁組がありますが、前者は、さまざまな事情によ

り生みの親のもとでは暮らせない子どもの福祉の増進を図るために、子どもの親（生みの親）との親子関係を解消し、自分の子どもとして法的な親子関係を結ぶ制度です。普通養子縁組の場合は、養親との間で養子縁組が成立した後も、実親子関係は存続します。

養子縁組制度は、何らかの事情により実家庭で生活できない子どもを対象としているという点で、里親制度と似通つてゐるように見えますが、法的な親子関係や行政からの手当などには違います。

里親の場合、子どもとの間に法的な親子関係はなく、親権は親のもとになりますが、養子縁組は、上述したように養親との間に法的な親子関係が発生します。

また、里親は、親にかわつて家庭で子どもを預かつて養育する制度であり、養育期間中は、里親手当や生活費が支給されます。対して、養子縁組の場合、縁組が成立すると、養親が子の親権を持つことになりますので、養子縁組が成立した家庭には、手当等の支給はありません。

このように、里親制度と養子縁組制度には異なる点もありますが、地域社会のなかで、そして家庭のなかで、子どもを養育するという営みに相違はありません。家族の形の1つとして、里親家庭や養子縁組家庭があるということを、教育の場面でも意識していくことが重要なのではないでしようか。

社会的養護が必要になる状況

では、「社会的養護を必要とする」状況とはどのようなものでしょうか？

子どもが社会的養護にいたるまでには、親が亡くなったり、親が不適切な養育を行っている、といったケースが想定されるかもしれません、実は、さまざまな要因があります。その例として、以下のような状況が挙げられます。

- ・親の死亡や行方不明
- ・親の離婚
- ・親の入院
- ・母親の出産
- ・親の就労
- ・親のメンタルヘルスの問題
- ・虐待やネグレクト
- ・ドメスティックバイオレンスなどの家庭内の対立
- ・子どもの行動や病気、障がい等に親が対処できない

- ・養育拒否
- ・経済的理由
- ・親の薬物乱用やアルコール依存

ここに挙げた状況は、あくまでも一例です。

重要なのは、社会的養護が必要になる状況というものは、レアケースではないということです。現在、社会的養護が必要となるケースの多くは虐待やネグレクトを背景要因としていることは確かです。虐待やネグレクトは、身体的、精神的、社会的、経済的等の要因が複雑に絡み合って起こるものであるといえます。社会状況の変化に伴って、子どもと家族をとりまく生活状況が急激に変化することもあります。虐待やネグレクトは、何らかの問題のある家庭で起こる特異なものとしてとらえるのではなく、どの家庭にも起こりうるものとしてとらえることが必要ではないでしょうか。

社会的養護が必要となるそのほかの状況として、父親が多忙な状況下で母親が第2子を出産する際に第1子を預ける場所がないというケースや、父親の看病のために母親が病院に付き添う必要が生じたことで子どもの養育が困難になるケース、一家の稼ぎ手が事故により入院したため、

医療費や生活費などの経済的問題が生じた結果、子どもの養育が困難になるケースなどもあります。こうした状況もまた、誰にでも起こる可能性があります。

さらにいえば、上に挙げた要因は、1つだけでも深刻な状況となりうるものですが、複数の要因が重なり合う場合もあります。例えば、親のメンタルヘルスの問題や病気などの理由で入院しているケースや、離婚したことでの就労と育児との両立が困難な状況となるケース、出産後にパートナーや親からの十分なサポートが受けられず母親が産後うつの状態になるケース、そして、離婚した親のいずれもが子どもの養育を放棄するケースなどがあります。

さらに、単に「アルコール依存」「メンタルヘルスの問題」といつても、その具体的な内容やそのことが持つ意味合いはそれぞれの家庭によって異なります。同じような状況にある家庭であれば、須^すら^く社会的養護を必要とする状況になるとは言いません。

子どもを養育するなかで特に支援がなくとも困難に対処できている人もいれば、子どもの養育で助けが必要なときに頼れる人がいない人もいます。また、専門的な支援がなくては解決しにくいような、とりわけ複雑な問題を抱えている人もいます。

このように、社会的養護を必要とする状況というのは、非常に多岐にわたります。

子どもはどのようにして社会的養護にいたるのか

親（生みの親）のもとで暮らすうえで何らかの困難が生じた場合、あるいは、生じている可能性がある場合、子ども本人や親族、近隣住民、学校や医療機関等からの相談・通告を受けて、児童相談所が子どもの安全確認を行つたうえで、必要があれば子どもを保護します。

子どもを保護している間、児童相談所は親に面談を行つたり、家庭の状況を調査したり、子どもの様子を観察したりします。その結果、親による養育を続けることが不適切、あるいは困難だと判断した場合に、児童養護施設に入所させる、里親家庭に委託するなどの「措置」を決定、つまり、子どもが社会的養護を受けるという決定がなされます。

大まかな流れになりますが、このようにして、子どもは社会的養護のもとで生活することになります。

先ほど概観したように、社会的養護が必要な状況というのは多岐にわたります。

実の家族が子どもを養育できるようになる見通しが立たず、長期的な養育が必要な場合もあります。また最初に措置されたときに、どの程度の期間になるのか、あるいは今後の養育がどうなりそうなのか、わからない場合もあります。その一方で、例えば先ほどの例に挙げたような母親の出産に伴つて社会的養護が必要とされるケースのように、最初から短期的な養育であることが

決定している場合もあります。

子どもが社会的養護にいたる年齢もさまざまです。赤ちゃんのころに社会的養護を必要とする状況になる子どももいれば、中学生になつてから社会的養護を必要とする状況になる子どももいます。

子どもがどこで生活するかは、措置によって決定されますが、その際、これまでの生活していた地域とは異なる地域で暮らしていくことになる場合もあります。

社会的養護の子どもの生活を支援するといふこと

子どもたちは、それまでの生活環境とは異なる環境に適応しながら日々の生活を送っています。子ども自身は、実の親のもとからの別離や喪失感、転居や転校も含めた生活環境の劇的な変化、ときには虐待やネグレクトに起因する課題にも対応しなければなりません。子どもが体験した痛ましい出来事やつらい感情に向き合うのは、容易なことではありません。

多様な年齢やニーズのある子どものケアを行なうことが社会的養護には求められています。人の「生活」はさまざまな要素で成り立っているのです。子どもの生活全体を把握し、一人

ひとりの生活に寄り添った支援を提供することが重要となります。子どもの生活には、学校という要素も含まれます。

学齢期の子どもは、日中の多くの時間を学校で過ごします。単に授業を受けるだけではなく、清掃や遠足などでクラスメイトと一緒に活動を行ったり、放課後や休日に学校でできた友人と遊んだりすることもあるでしょう。ときには、学校で起きたことで子どもが不安になつたり、友人関係に思い悩むこともあるかもしれません。こうした学校生活を送る子どもたちのなかに、当然のことながら施設や里親のところで生活している子どもたちも含まれます。

そうした意味でも、子どもたちの日々のケアは、学校とも連携を図りつつしていく必要があるのです。